

## 文例（遺産分割方法の指定の委託）

第〇条 遺言者は、遺言者の有する一切の財産について、その分割方法を定めることを、次の者に委託する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・  
職 業 〇〇〇  
氏 名 〇〇〇〇  
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

遺産分割方法の指定（「相続させる」趣旨の遺言を除く）については、第三者に委託することができます。なお遺産分割方法の指定の委託は遺言によらなければなりません。

指定委託の遺言は、委託を受けた第三者が委託を承諾したときに効力を生じ、拒否したときには委託は無効となり、相続人の協議によることとなります。受託者には事前に依頼をしておくといいでしょう。